



経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律による
改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)



《ダイジェスト版》

2026年6月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会では、滋賀県信用組合が地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、2014年12月に当組合に対する資本増強支援の実施にあたり、財源面での支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律を活用いたしました。

こうした資本増強により、滋賀県信用組合の財務基盤の充実と金融仲介機能の強化が図られ、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上が進められてまいりました。足元では原材料価格の高騰や人手不足等の影響により、当組合の主要な取引先である中小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい経営環境にあります。

当会といたしましては、滋賀県信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対し、充実した金融仲介機能を発揮しながら地域経済の再生・活性化に貢献できるよう、信用組合業界の系統中央機関として「経営強化指導計画」に基づく強力な指導をはじめ、全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 前経営強化指導計画の総括

当会では、2023年4月から2026年3月までの3ヵ年にわたり、前経営強化指導計画に基づき、滋賀県信用組合における前経営強化計画の達成に向けた取組みに対する指導を行ってまいりました。

これにより、滋賀県信用組合では、前経営強化計画において、収益性を示すコア業務純益や効率性を示す業務粗利益経費率、ならびに中小規模事業者に対する信用供与の円滑化について、いずれも計画目標を達成しております。

当会では、事後管理対応の充実化を図る観点から、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を管理・指導の専担部署と位置付け、当該専担部署を中心に、滋賀県信用組合の管轄営業部店と連携のうえ、ヒアリングおよびモニタリングを通じた継続的な指導・助言を実施してまいりました。

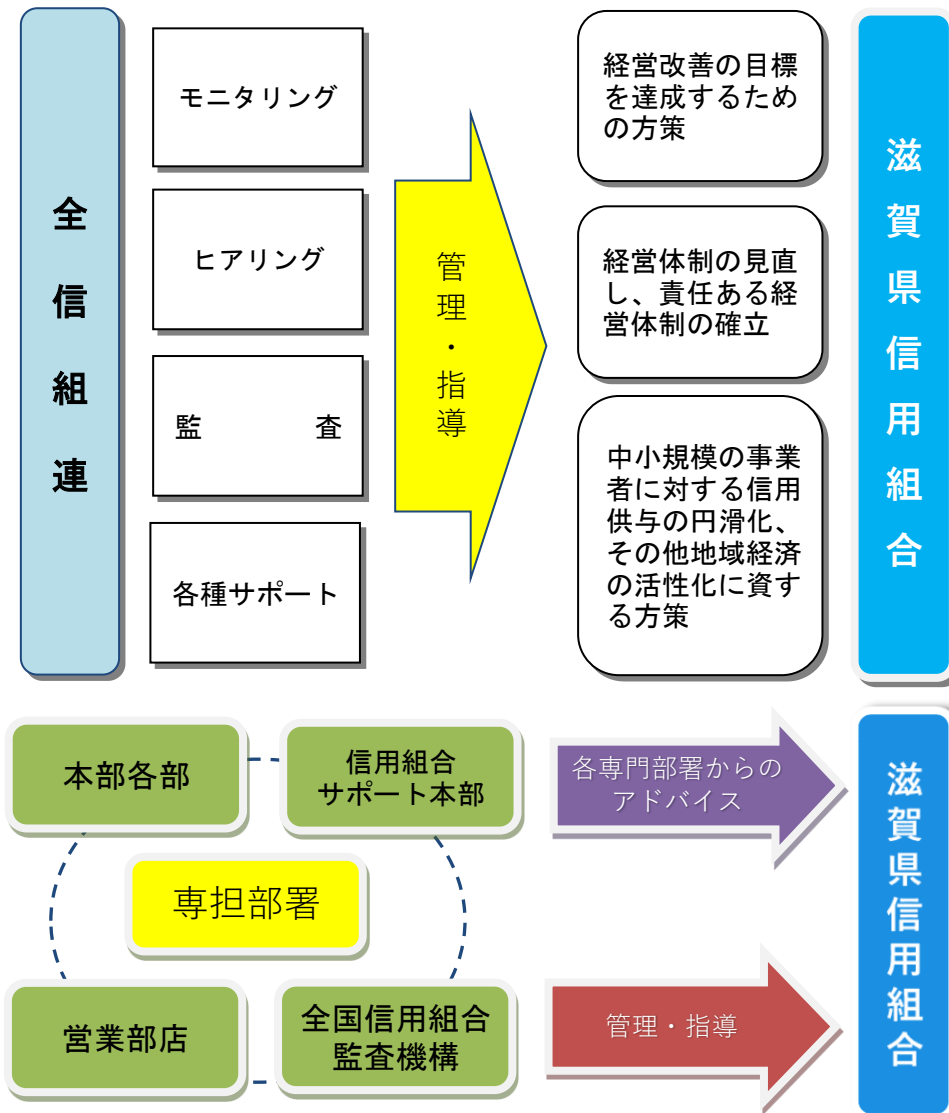
また、各施策の実効性については専担部署において検証および必要な指導を行うとともに、課題の内容に応じて当会各部署と連携した支援を実施してまいります。さらに、必要に応じて外部人材やノウハウの活用も含めた指導・助言を講じ、経営強化計画の達成を図ってまいります。

3. 経営指導方針

- (1) 滋賀県信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取り組みについて、適時・適切に指導してまいります。
- (2) 滋賀県信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画通りなされるよう、最大限の指導を行ってまいります。

4. 経営指導体制

専担部署が信用組合サポート本部、本部各部、管轄営業部店、ならびに全国信用組合監査機構と連携してサポートに取り組み、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じた進捗状況の管理と指導の実施

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導の実施
 - ▶ 「トップとの協議」、「定期ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と経営改善に向けたアドバイスの実施

④計画達成に必要な措置

- ・ 外部機関との連携強化や「しんくみ리카バリ」の活用等による取引先の事業再生支援に関するサポート
- ・ 資金運用・リスク管理の強化に向けた有価証券、ALM等に関するサポート等

6. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

劣後信託受益権 32.5億円

(2) 算定根拠

滋賀県信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となる額

(3) 内容

1	信託	滋賀県信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	32.5億円
4	劣後配当の方法	・実績配当（非累積） ・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額 ① 優先信託受益権配当 ② 信託借入金利息 ③ 優先信託受益権配当準備金積立金 ④ 信託借入金元本返済金
5	信託設定日	2014年12月12日
6	受益権譲渡日	2014年12月12日
7	信託予定期間	25年（延長可能）
8	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後信託受益権元本の割合に応じた数とする。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

